

## 第4回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成19年10月2日（火）14：00～16：00

場所：和歌山県自治会館 2階会議室

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学経済学部観光学科 教授	欠席
	事務局	茅野牧夫	和歌山県県土整備部長
土橋一文		和歌山県県土整備部都市住宅局長	
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
坂口唯之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
永田和之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
坂井信行		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所次長	
絹原一寛	(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任		

### ○ 議事

#### 和歌山県景観条例（案）について

#### 事務局より説明

委員A : 少し補足するが、景観法のもとに条例があり、平行して景観計画を策定していくこととなっている。

景観法は細かいツールを用意しており、法の文章の中にもそれが細かく記載されている。京都市の条例をモデルとして作った経緯から、法そのものが条例に近い細かい構成になっている。そのため、あえて条例で書いてなくても法に基づく取り組みは推進していくと理解頂きたい。

- 委員B : 県下全域が景観計画区域であると理解して良いか。また、「景観計画の区域」と「の」が入っているのは何か意味があるのか。統一をお願いしたい。
- 事務局 : 県下全域である。語句は精査したい。
- 委員C : 特定景観形成地域の記載があり、行為の制限に関する事項は地域毎に定めるとしているが、行為の制限だけではなく方針も異なってくるはず。景観計画の中でこの地域をどう位置づけるのか、整理をしておくべき。
- 委員D : 景観計画区域についての記載は法8条にあるのでそちらを参照されたい。  
今のご指摘は、まず県下全域は景観計画を策定し共通の基準で大規模の誘導を図るが、特定景観形成地域について、①全県景観計画の上に上乘せしていくのか、②あるいはその地域だけ切り取って別の景観計画を作るのか、という技術的なご指摘である。どのような考え方なのか整理をしておいた方がよい。
- 委員A : 当初県は特定景観形成地域のみを対象として検討していたが、委員の皆さんからの強いご意見もあり、その後県下全域をも対象とするよう修正された経緯がある。景観計画を策定していく段階で明らかにしていくべきところ。特定景観形成地域についても、熊野参詣道以外にも重要なところがあると思われる。  
景観計画を検討して条例へと移るのが本来の姿だが、条例を先行させたため、こうした整理すべき点が出てきている。
- 委員D : 景観行政団体となった市町村と、具体的にどのような連携を図っていこうとお考えか。景観行政団体となったら景観計画区域から外れるわけだが、河川景観など広域にまたがる景観への対応が課題となる。
- 事務局 : 高野町では既に景観行政団体になろうとしており協議を始めている。連携は十分に図っていく。また、広域景観の形成について協議・調整できる景観協議会を立ち上げていきたいと考えている。
- 委員A : 県下全域の景観計画を踏まえた形で市町村が景観形成を進めていく場合は、景観行政団体となることを同意していくということ。しかし、一方で景観行政団体となっても県との連携は必要になることから、協議するしくみを用意している。  
現行では県から市町村へ協議するだけになっているが、逆に市町村から県に協議する場合もあるので、その点の加筆が必要。
- 委員D : 滋賀県では、景観法の景観協議会は景観計画区域内のみを対象としていることから、県としての（法によらない）連絡協議会を立ち上げ、琵琶湖岸における景観形成の連携の場をつくらうとしている。そうした法でカバーできない部分も含めて取り組もうとしている、という理解で良いか。
- 事務局 : そのつもりで考えている。
- 委員D : 法とは違うということを明確に位置づけておく必要が出てくる。例えば景観資源の発掘及び共有とあるが、景観重要建造物や景観重要樹木との違いが問わ

れる。法と書き方が重複しているような箇所が見受けられるので、何が違うのか、を明確にしておかねばならない。

- 事務局 : ここで記載しているのは法によらない県の自主的な取り組みである。
- 委員E : 市町村の責務が無くなっているが、なぜか。市町村の理解と協力は景観形成には必須であるので、盛り込むべきではないか。
- 事務局 : 県の条例で市町村の責務まで記載するのは押しつけにも取られかねない、書きすぎであるとの指摘があった。その意図をくみ取り前文に盛り込んだので、ご理解頂きたい。
- 委員B : 現在、県では入札制度改革が進められ、その中で総合評価方式として、事業者の環境への取り組み・貢献を評価する動きがある。これは提案であるが、景観への取り組みも同様に評価していくようなしくみができないか。
- 委員F : 市町村ですでに条例を制定しており、上手く市町村間で連携しているところもある。それと県の条例をどう関係づけていくのか。調整、協調、連携などが盛り込まれているが、上手く整合性が取れるように配慮を。
- 委員A : 市町村条例でバッファゾーンを指定しているところと県条例による特定景観形成地域との関係をどうするのか、ということだがいかがか。
- 事務局 : 現在市町村で熱心に取り組まれているところなので、それを尊重していきたい。市町村条例でカバーできない部分をフォローする形を考えているが、詳細は景観計画策定時に検討したい。
- 委員G : 他の法令や条例で許可等されたもので良好な景観の形成のための措置が講じられているものは届出から除外するとあるが、それはどこが判断するのか。良好な景観の形成がどのような状態なのか、各法令を所管する部局でも共通認識を図る必要があるのではないか。
- また、県や国の機関が除外されており、民間のみを対象としているようにも捉えられるが、理由を説明頂きたい。
- 事務局 : 詳細は規則に定めるように考えているが、検討を要する。同様の規制がかけられているのに重複することがないようにとの措置である。
- また、公共事業は公共事業景観形成指針に沿って取り組み、計画段階からこの指針に沿って景観に配慮してもらうよう調整を図っていくこととしている。
- 委員A : ここでいう許可は市町村条例によるバッファゾーンにおける許可を言っているのか。
- 事務局 : そうである。
- 委員G : 他の部局が所管する規制であっても、良好な景観形成の目的に合わないとは判断されるものに対して、配慮するように他の部局要請できるのか。
- 事務局 : 規制の内容にもよるが、より厳しい方を優先させていきたい。
- 委員H : これまで県では「ふるさと建築景観賞」に取り組んできた。これは建築に限

定した表彰であったが、優れた景観の表彰は意義がある取り組みと考えている。

「啓発及び支援」では表彰について触れてはいないが理由はあるのか。

事務局：ここで特に表彰について触れる必要はないと考えた。取り組みは包括的に考えているので、必要な施策は実施していきたいし、前向きに検討したい。

委員D：「自主的な活動を支援」とあるが自主的な活動とは何を指しているのか。

「景観資源」も物的なものに限定されている印象があるし、古道では語り部の方々の努力によって景観が守り伝えられているといった面もある。そうしたものは入っていないのか。

事務局：住民の方々による景観協定策定に向けた取り組みなどをイメージしていたが、幅広く捉えていきたいと考えている。

委員I：罰則規定が条例本文に入っていないが、景観法の罰則を準用するということが。また、届出書類については代理者の届出の欄も設けては。

事務局：おっしゃるとおり景観法の罰則に依る。届出の書式は今後つめていきたいが、こうした手続きが必要だということが分かってもらう方法を考えたい。

委員E：風力発電施設及び夜間照明施設も届出対象として入るのか。

事務局：いずれも工作物（高さ15m以上）として、対象となると考えている。

委員A：今後景観計画で詰めていく話だが、景観上大きな影響を与えるものなので、対象として押さえられるようにしておきたい。

委員C：景観資源が「地域の景観の特徴を表す要素として重要な建造物等」「地域の優れた景観を眺望できる地点」のみと捉えられてはいけない。例えば視点だけではなく視対象もあるし、連続したまちなみや、あるいは市民団体なども資源と捉えられる。「その他知事が認めるもの」といった文言を追加されてはどうか。

委員J：採石法では届出時に景観上の配慮などを求めていたが、景観の方でも緑化や植生への配慮などを触れておいて欲しい。

また、資源の中で樹木があるが、前回委員会でも庭木が重要な資源との指摘があった。

事務局：採石場は景観上重要なところでは緑化などの対策を行っていきたい。庭木などについても資源として捉えられるよう、ご指摘を踏まえ文言の工夫をしたい。

委員D：実際に届出が出された場合の運用について、事前協議など折り合いをつけていくしくみを備えておくことが必要と思われるがどう考えているのか。

事務局：市町村と連携しながら取り組んでいかねばならない。30日の範囲では制約も大きく、ガイドラインなどの策定も必要だと考えているし、体制づくりをどうするか、も課題。今後検討していく。

委員B：計画の事前段階でチェックするしくみ、景観アセスメントのようなしくみが備えられないだろうか。

事務局：公共事業については、先日関係課の会議を開催したところであり、指針に基

づいた景観形成を図っていく旨の説明をしたところ。今後検討したい。

委員F : 公共事業は我々の暮らしにも直結する事業であるし期待も大きい。だがそれで景観が守れるようになっていくか不安な部分もある。特に各部局間での連携、横の連絡が大事である。これを十分にしておかねば効果が無い。

委員D : 具体的にどうやって景観を良くしていくのか、を示していくべき。また、その情報発信も不可欠だ。さらに、それについて協議する場面、事前協議のようなしくみが必要だと考える。現段階でどのような機会に問題が生じているのか分からないので、説明をお願いしたい。

事務局 : 公共事業景観形成指針の策定については議論を始めたところ。

また、平成13年に「輝のくに景観づくりガイドライン」を策定しており、この内容を正式に示していくことが必要だと考えている。今後、検討していきたい。

委員D : 今後、条例改正をすることもあり得るとお考えか。

事務局 : 規則や景観計画で盛り込めるところは盛り込みたいが、あとは運用の中で対応できる部分もある。

委員A : 届出対象行為のイメージとして示して頂いている規模は、建築確認など原課でチェック機能が働くものと考えて良いか。

事務局 : そうである。

委員A : いろいろとご意見を頂いた。主な指摘は語句の統一、市町村からの協議、資源が限定的なので幅を広げる解釈を、といったことだった。

今後、パブリックコメントに向けた取りまとめは委員長一任という形で良いか。(異議なし)

それでは、事務局と相談して取りまとめたい。

事務局 : いろいろとご意見を頂いたので、反映していい景観条例となるようまとめていきたい。公共事業についてのご指摘が多かったが、和歌山県では県土整備部が全ての公共事業を管轄しており、ご期待に沿って正しい方向に導いていけるよう努力をしていきたい。